

将来体制（案）における手数料の考え方について

現在、環境技術実証モデル事業検討会において、実証費用の分担、技術分野の検討体制の整理等について、検討がされており、この中で、「実証試験実費」を手数料として申請者から徴収する方針が示されています。

なお、実証試験実費のうち、これまで国が負担していたが今後手数料として徴収するのは、「測定・分析等」「試験に伴う消耗品」「出張旅費（実証機関）」の3項目です。

実証試験に係る経費のうち、「装置搬入・設置」「装置運転・維持管理」「出張旅費（申請者）」「装置撤去・搬出」は、これまでに引き続き申請者が負担することとなります。

また、ワーキンググループの運営や、実証試験計画策定や報告書作成などは、これまでどおり国が負担します。

（ 参考資料4 環境技術実証モデル事業検討会（第3回）資料3（環境技術実証モデル事業検討会「事業効果分科会」確認事項等）ご参照ください。 ）

次ページに、酸化エチレン処理技術分野の費用項目と、手数料設定にあたっての検討事項をまとめています。

< 酸化エチレン処理技術における手数料について >

「測定・分析等」

項目	内訳	備考
人件費	測定・分析等にかかる、実証機関職員の人件費	
補助職員賃金	実験補助アルバイト代	
委託費	シミュレーション装置の設置・運転委託 (シミュレーション装置、コンプレッサー/エアエジェクター、後処理装置、配管部、配電盤、消費電力計、設備工事費、試験運転)	
計器類のリース	風速計、ガスメーター、ガスクロマトグラム、全炭化水素計、CO 計、NOx 計、マスフローコントローラー、記録計など	実証機関が所有していればリースは不要

「試験に伴う消耗品」

項目	内訳	備考
消耗品	EOG ボンベ (20%、95%) EOG 吸着管、EOG 検知管、薬品代等	
電気代		

「出張旅費 (実証機関)」

項目	内訳	備考
旅費	実験施設までの交通費	

フィールド調査、出張しての実験があれば別途計上。

< 酸化エチレン分野特有の要検討事項 >

委託 (リース) 費用の占める割合が高く、固定費割合が高い。このため、想定される一件あたりの手数料は、申請件数の多寡により、大きく変動する。

申請件数の少ないケースでの、申請者負担額は妥当か。

技術公募段階で、どのようなかたちで手数料金額を提示できるのか。

申請機器の処理原理や仕様によっては、試験項目の数 (パターン A, B) 環境負荷物質 (排水・排ガス、2 次生成物) の測定項目が異なってくる。(ただし、上記固定費の問題に比較し、金額差は小さい。)

原理や仕様によって、手数料は変動すべきかどうか。